（本號十面）　（明治廿一年十月三日　第五號　信書郵便可）　明治二十五年十二月七日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千五百十九號
明治廿五年十二月七日　火曜日
舊曆壬辰十月十九日（癸酉）
日出午前六時三十九分　日入午後四時三十六分
月出午前七時十分　月入午後九時三十一分
滿潮午後七時三十四分
（西曆一千八百九十二年）

軍艦千嶋遭難弔慰義金

帝國軍艦千嶋は去月三十日不幸にも英船ラヴェンナの衝突する所となり伊豫國堀江沖に沈沒し艦體の所在さへ明かならず乘組員九十名中萬死に一生を得たるものは僅かに二十名に達せず此生存者も悉く負傷して今尚は治療中なりと云ふ乘組艦員は佛國解纜後疾風怒濤の間に辛苦するみと數閲月今や數日にして横濱港に歸着せんとするに際し圖らずも此の難に遭ふ其不幸實に悲むに堪へざるなり僅々七百噸の小艦體を以て印度洋の風濤を冒し既に長崎港に歸着したると各國軍人の稱賛して措かざる所なりしに一朝不幸此難に罹り生きて其名譽を享るみと能はず其遺憾思ふべし此變報一たび時事新報に現はれてより讀者頻りに書を寄せて義金募集の事を本社に勸告せらる同胞の至情誠に然るべき事なり依て本社は日本海員接濟會と謀り廣く義金を世間に募り此不幸なる遭難者を弔慰せんとす大方の君子多少の資を投じて本社の擧を贊助せられんみと切望に堪へず

（一）義捐金一口十錢以上とし本社に達したる分は新報紙上に掲載して金員受領の證とす

（二）義捐金募集は本月三十一日迄を限る

二十五年十二月六日　時事新報社

時事新報

撰擧法改正に就き

撰擧法の改正は夙に自由黨その他の黨議とする所にして今年も亦昨年の如く議會に提出す可しと云ふ其改正の要點は從來の撰擧區劃を大にし及び撰擧被撰擧人の資格を擴張するみと等にありて頗る熱心に唱道すと雖も撰擧法なるものは元來憲法の附屬法なるが故に容易に之に向て變更を加ふ可らず實地に充分の經驗を遂げィョ〳〵施行に堪へざるの弊害を認めたる後に於て徐ろに改正に着手するも晩からざれば漫に理論を構として屢々變改を試むるが如きは法の性質を知らざる者なりとの說ありて其案の可否を審査する迄もなく未だ改正の運びに到らず蓋し朝令暮改は尋常の法律に於ても病とするどころ況んや撰擧法の如きに至ては固より愼重を加へざる可らざる上に改正の要點としても亦必ずしも事實に大なる不都合を見るにあらざれば我輩の素論として改正論者と一二の意見を共にするにも拘はらず敢て急遽の斷行を斷らざれども爰に何分にも痛心に堪へざるは撰擧の方法に關する實際のみとなり國會議員の競爭漸く激烈に赴きたる以來市町村郡府縣會議員の撰擧にも種々の弊風を生じ贈賄骨嚇は云ふに及ばず甲乙黨派の間に刃傷殺伐の沙汰さへありて其紛擾一方ならず殊に國會は其關する所廣大なると共に議員の競爭も亦更に劇しく過般解散の後に於ける總撰擧の際の如きは人をして寒心せしめたる程の有樣にして其餘波永く延いて今猶は困擾を感じつゝあるなど治安上にも經濟上にも官民共同の一大難儀たるは天下何人も認めて躊躇する所なり若しも撰擧と云へるみとは國會を俟て初めて起りたる制度とすれば僅かに兩三年にして直ちに云々するは聊か輕率の嫌もあれども前記の如く縣會等に於て既に每度の經驗を積み唯その弊のまず〳〵大なるを見るのみならず諸外國にても殆んど吾と同樣の光景にして隨て代議制度の得失をさへ疑議するに至れりといふ果して然らば之が救正の法を講ずるは決して早計に非ざる上に寧ろ急務中の急務なるものなれども撰擧の當否を吟味するは今日の事に於ては今年より秘密投票の法を採りしに其結果甚だ宜しく其他秘密投票の國々にては何れも記名投票國の如きにあらずとは此程の本紙にも記載したる通りなり蓋し昔年に行はれたる秘密投票には輕からざる弊害もありしみとなれども爾後改良に改良を加へて中に贈賄の如き多少の憑念なきに非ざれども未だ効能微弱にして骨嚇暴行等に至ては先づ以て憂ふるに足らざるものゝ如し左れば我國の撰擧法改正論者も撰擧權擴張など理論的に屬する問題よりは實地目前の弊害に着目して其矯救の方法を講究するみと國事に適切なるものと云ふ可けれ我輩は常に政界の理に精にして却て實に疎なるの觀あるを憾み今また撰擧法改正に就て聊か一言する者なり

官報

○農商務省訓令第三十九號

「メートル」法度量衡器ノ檢定ハ度量衡法實施以前使用ニ係ルモノニ限リ特ニ明治二十六年六月三十日迄第二回檢査中構造ノ檢査ヲ省略スルコトヲ得

明治二十五年十二月六日　北海道廳府縣

農商務大臣伯爵後藤象二郎

言

雜報

○登記法（衆議院議案）

第一章　總則

第一條　地所建物船舶の實質賣買人書入の登記を爲す者は本法に從ひ農商務省特許簿に於て資錄したる特許意匠及商標の登記は本人の居住地を管轄する登記所に於て之を爲す可し

第二條　本法の登記は區裁判所之を監督す可し

第三條　登記事務は市區役所町村役場に於て之を取扱ふものとす

第四條　登記所の管轄區域は市區役所及町村役場の管轄區域に依る

第五條　市區町村長は登記事務取扱に付き管轄區裁判所の監督を受くるものとす

第六條　本法に依り登記簿に登記を爲さざる實質賣買人書入は第三者に對し一切法律上其效なきものとす

第七條　地所建物船舶の實質賣買人書入に關する書類は左の如し

一　地所は郡區町村名字番地地目段別若くは坪數地價

二　建物は郡區町村名字番地地目構造の種類坪數建坪總作の有無

三　西洋形船舶は汽船帆船の區別船名番號及呎數及汽罐の種類噸數其他必要の所屬品

四　日本形船舶は船名番號積石數間數噸數其他必要の所屬品

五　登記の理由

六　金額

七　何人書入は其期限及利息

八　所有者及登記を受くる者の氏名住所

九　一筆の地所又は一棟の區別一實質賣買人書入人書入を爲すときは其事實

第一章　登記所

第一條　地所建物船舶の實質賣買人書入の登記を爲す可し

第二條　地所建物船舶の實質賣買人書入の登記は其所在地の登記所に登記を請ふ可し

第三條　西洋形船舶は汽船帆船の區別船名番號及呎數及汽罐の種類噸數公稱馬力汽機及汽罐の種類噸數其他必要の所屬品

第四條　日本形船舶は船名番號積石數間數噸數其他必要の所屬品

第五條　登記の理由

第六條　金額

第七條　何人書入は其期限及利息

第八條　所有者及登記を受くる者の氏名住所

第九條　實質賣買人書入人書入を爲すときは其事實

第十條　登記は第一條第二項第十五條第二項第十六條第十七條第十八條を除くの外契約者雙方の請求若くは裁判所の命令あるときに非ざれば之を爲す可し

第十一條　登記の謄本又は抄書又は一覽を要する者は其登記所に（出頭）して之を請求することを得

第十二條　登記吏員の職務執行上に關して不服ある者は管轄區裁判所に抗訴することを得

第十三條　市區町村長は毎月登記簿の謄本を作り前月分確其翌月十五日迄に之を管轄區裁判所に送付す可し但管轄區裁判所の許可を得るときは其要領を抜書し謄本に換ることを得

第十四條　登記に關する取扱の手續及登記簿の書式は司法大臣之を定む

第二章　實質賣買

第十五條　地所建物船舶の實質賣買に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭して其證書を添ふ可し其書名捺印したる謄本及印鑑證明書を差出すべし但第九條第十七條第十八條及第十九條及第二十條の登記に付ては證書を所の眼にあらず

本條の謄本は登記簿の一部として之を添へ置く可し

閲覽に後日故障なきを利害關係人の承諾したる證なく登記吏員の求に應じ請求者より之を說明することを得ばずるときは登記吏員は登記を拒絶する可し

第十六條　家督相續に因り地所建物船舶の登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を示す可し

死亡者失踪者若くは隱居戶主の遺産たる地所建物船舶を相續する者登記を請ふときは戶籍謄本二名以上及親屬なきときは近親の戶主二名以上連署の書面を差出し且證明書類あるものは之を示す可し

第十七條　行政官廳の公賣處分に因り地所建物船舶の所有權を得たる者登記を請ふときは落札通達書及其代金完納の證書を示す可し

本條の登記は其處分を爲したる官廳より直に之を求む可し本項の規定は第十八條及第二十條の場合にも亦之を準用す

第十八條　官有の地所建物船舶の拂下又は無代價下渡を受け登記を請ふときは其指令の本書若くは達書を示す可し

第十九條　民有の地所建物船舶を官有と爲したるときは其官廳は第七條の慨目を示して登記を求むべし

第二十條　裁判執行上の賣賣若くは入札に因り地所建物船舶の所有權を得たる者あるときは裁判所の命令により其登記を爲す可し

第二十一條　地所船舶の賣買譲與に因り競札の下付若くは書換を請ふ者は登記所より賣買證書の證を受く可し

第三章　賣入書入

第二十二條　地所建物船舶の賣入書入に付ても亦第十五條を準用す

貸借の爲め若くは弄ずるの保證の爲め地所建物船舶を賣入書入と爲す其登記を請ふ者も亦前項の規定に依る可し

第二十三條　書入の地所建物船舶を重ねて書入と爲すときは第二債主に於て之を知せる旨を由出其記入を請ふ可し書入を爲りたるものを賣入と爲し又は賣入と爲りたるものを書入と爲すときも亦同し

第二十四條　賣入書入契約の全部若くは一部の解除又は變更に付ても亦第十五條を準用す

第二十五條　同一の地所建物船舶に付數箇の登記を爲すときは其登記を請ふ日時の前後に因り登記の順序を定むるものとす

第二十六條　地所建物船舶の賣買の登記に付ては其賣買人賣受人左の賣買代價の區別に從ひ每一件に其登記料を納む可し

賣買代價　登記料

五圓未滿　五錢
五圓以上十圓未滿　十錢
十圓以上二十五圓未滿　二十五錢
二十五圓以上五十圓未滿　五十錢
五十圓以上百圓未滿　一圓
百圓以上二百圓未滿　二圓
二百圓以上三百圓未滿　三圓
三百圓以上四百圓未滿　四圓
四百圓以上五百圓未滿　五圓
五百圓以上六百圓未滿　六圓
六百圓以上七百圓未滿　七圓
七百圓以上千圓未滿　八圓
千圓以上千五百圓未滿　九圓
千五百圓以上二千圓未滿　十圓
二千圓以上五千圓未滿　十二圓
五千圓以上一萬圓未滿
以上五千圓まで每に二圓を加ふ

第二十七條　地所建物船舶の賣買代價の區別に從ひ每一件に其賣買料を納む可し

第二十八條　地所建物船舶の賣入書入人の登記に付ては其賣買人書入人は第二十六條に掲ぐる金額の區別に從ひ每一件に其賣買料の半額を納む可し

第二十九條　第二十六條第二項の登記に付ては價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し

第九條第一項の記入に付ては其價格の定まりたる物件は其價格及其價格の定まらざる物件は時價相當の價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し

第九條第十七條第十八條及第二十條の場合に於て處分を爲したる官廳より登記を求むるには登記を納めしめ官廳より之を登記所に送付す可し

第三十條　第十六條の登記に付ては時價相當の價格を定め區別に從ひ每一件に其登記料を納む可し

第三十一條　登記所に於て第十六條第十七條第十八條の登記を爲すときは其登記簿に付て其登記料を納めしめ其領收書を其登記簿に編綴す可し

第三十二條　左に掲ぐるものの取消又は抹消の登記に付ては其登記料を納めしめ其領收書を其登記簿に編綴す可し

第一　官廳の請求に係る登記

第二　公立の學校病院公園

第三　社寺堂宇及墳墓地

第四　人民共有の用惡水路

第三十三條　登記所に於て第十六條第十七條第十八條に從ひ屆出たる價格を三名を撰び之を評價人と爲す

第三十四條　評價人の評定に關する費用は其登記料の價格と同價又は低價なるときは評價人に撰ばれたるものの負擔とす可し

第三十五條　評價人に撰ばれたるものは正當の理由なきときは之を辭する能はず

第三十六條　評價人の日當は一日金壹錢とす

第三十七條　評價の所爲を以て錢を給す可し

第三章　罰則

第三十八條　前條の所爲を以て錢を給する者は其賣買人書入人の過料に處す

第三十九條　本法に依り罰金に處せらるべき者は其賣買人書入人の過料に處す

附則

第三十九條　明治十年第二十二號布告土地賣買譲與禁止令及其他從前の法律規則中本法に抵觸するものは之を廢止す

第四十條　地所賣買譲與荒地開墾及地所建物船舶の移轉に係る手續は大藏大臣の所有權を明確ならしめんとする目的を以て別に之を定む

第四十一條　登記簿に未だ登記を爲さざる地所建物船舶の賣買譲與は其所有權を明確ならしめんとする目的を以て別に之を定む

右の登記を請ふものは物件を添へ之を登記所に差出すべし

第四十二條　登記所は初て登記を爲すときは其所管廳に通知し其所管廳及地目の變換ある毎に之を通知す

第四十三條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

登記所は前二項の通知に依り登記簿に編綴す可し

第四十四條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十五條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十六條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十七條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十八條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十九條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十十條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十一條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十二條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十三條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十四條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十五條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十六條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十七條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十八條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十九條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十十條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十一條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十二條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十三條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十四條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十五條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十六條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十七條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十八條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十九條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十十條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十一條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十二條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十三條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十四條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十五條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十六條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十七條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十八條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十九條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

第四十十條　市區役所町村役場は其管轄區域に於ける地所建物船舶の移轉又は賣入に付き通知を爲す可し

理由

兎行の登記法は一般人民の不公平故に之が改正を爲し以て此等の弊害を除去せんと

提出者

賛成者

今井　巍　鈴木　駿　田口　卯吉　中村　弥六　中島　信行　小林　儀作　小川　平吉　小泉　策太郎　小久保　喜七郎　島田　三郎　松田　正久　犬養　毅　尾崎　行雄　鳩山　和夫　箕輪　三郎　中村　啓次郎　川島　茂　小崎　義　早川　勇　鳥海　隆　今井　巍　鈴木　駿　田口　卯吉　中村　弥六　中島　信行　小林　儀作　小川　平吉　小泉　策太郎　小久保　喜七郎　島田　三郎　松田　正久　犬養　毅　尾崎　行雄　鳩山　和夫　箕輪　三郎　中村　啓次郎　川島　茂　小崎　義　早川　勇　鳥海　隆

○五百四十五艘と千八百八十六年

於て素より大差あれども爾後改良に改良を加へ工風にして千八百八十六年に中國に贈賄の如き多少の憑念なきに非ざれども未だ効能微弱にして骨嚇暴行等に至ては先づ以て憂ふるに足らざるものゝ如し左れば我國の撰擧法改正論者も撰擧權擴張など理論的に屬する問題よりは實地目前の弊害に着目して其矯救の方法を講究するみと國事に適切なるものと云ふ可けれ我輩は常に政界の理に精にして却て實に疎なるの觀あるを憾み今また撰擧法改正に就て聊か一言する者なり

雜報

○行政裁判所判決

治村百二十二番地中嶋[illegible]に係る營業免許拒否の[illegible]日行政裁判所に於て左の[illegible]